

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会		
開催日時	令和4年（2022年）7月25日（月）午後1時00分～午後1時50分		
開催場所	第二庁舎4階第一会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、恩地委員、井上委員、重長委員、谷口委員、細谷委員、枅村委員、小林委員、山本委員	
	事務局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事	
	その他	沖園福祉事務所主幹、本城福祉事務所長補佐、武本福祉事務所医療介護係長 中山デジタル戦略課長補佐	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊中市個人情報保護条例第12条第2項第6号に規定する個人情報の目的外利用の可否及び同条第4項に基づく本人への通知の要否について（令和4年度市長諮問第1号） 2. 個人住民税事務にかかる特定個人情報保護評価書の第三者点検、住民基本台帳事務にかかる特定個人情報保護評価書の第三者点検、予防接種事務にかかる特定個人情報保護評価書の第三者点検について（令和4年度市長諮問第2号-1、令和4年度市長諮問第2号-2、令和4年度市長諮問第2号-3） 3. 豊中市個人情報保護制度の見直しに係る中間報告について（報告） 		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

審議等の概要

(午後 1 時 0 0 分開会)

○会長 定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年度第 1 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告して下さい。

○事務局 本日は、お忙しい中、運営委員会にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、加賀委員、高橋委員、宮下委員、東委員の 4 名が欠席でございますが、現時点で過半数の 9 名の委員の皆さまの出席をいただいておりますことで、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に照らし、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○会長 事務局からの報告のとおり、定足数を満たしているということですので、会議を始めます。まず、事務局から本日の議事について説明をして下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明申し上げます。お手元に配布しております「会議次第」をご覧ください。

本日は諮問案件が 2 件、報告案件が 1 件ございます。

諮問案件につきましては、1 件目が福祉部福祉事務所所管の「医療扶助の適正な実施に関する取り組み」に係る豊中市個人情報保護条例第 1 2 条第 2 項第 6 号に規定する個人情報の目的外利用の可否及び同条第 4 項に基づく本人への通知の要否について。

2 件目が、財務部税務管理課所管の「個人住民税事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、市民協働部市民課所管の「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、健康医療部保健予防課所管の「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、でございます。

報告案件につきましては、令和 3 年度第 3 回の運営委員会において諮問し、専門部会で審議を行っている総務部法務・コンプライアンス課所管の「豊中市個人情報保護制度の見直しについて」に係る中間報告について、でございます。

それでは、進行方よろしく願いいたします。

○会長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会議を進めてよろしいですか。

《 異議なし 》

○会長 では、諮問の案件です。資料番号 1-1 から 1-3、福祉部福祉事務所所管の「医療扶助の適正な実施に関する取り組み」に係る個人情報の本人外収集の可否及び本人への通知の

要否に関する諮問案件について、審議したいと思います。担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

《 福祉事務所の職員入室 》

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

《 福祉事務所の職員 自己紹介 》

○会長 それでは、諮問案件を説明してください。

○実施機関 それでは、諮問案件についてご説明いたします。資料1-1の諮問表をご覧ください。まず、事務事業の名称ですが、医療扶助の適正な実施に関する取り組み、制度適用の適正化に関するものです。

次に、目的です。平成27年に難病の患者に反対する医療等に関する法律、いわゆる難病法が施行され、同法に基づき、特定医療費の医療費助成制度が創設されております。生活保護法の第4条第2項では、他の法律による医療費助成については、この法律による保護よりも優先して行われることとされております。本市におきましては、平成28年度に、豊中市医療補助の適正な実施に関する方針というものを策定しまして、現在は第二期の中間報告と方針見直しということで進めておりますが、この中で制度適用の適正化に関する取り組みとしまして、制度活用の推進を位置付けております。これらのことから、被保護者に対する医療扶助の制度の適正化を図るものということで、今回諮問しております。

所管する課は、福祉部福祉事務所です。

目的外利用を必要とする理由についてですが、資料1-2も参照していただけたらと思います。現状としましては、個人を特定した形での申請・認定情報の照会には、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですが、この規定に基づき、都道府県に照会をする仕組みというのがございます。しかしながら、被保護者が指定難病の受給者証を所持しているかどうかというのを都道府県に照会をするためには、対象者である被保護者自身が福祉事務所に申告をしていただく、若しくは福祉事務所が被保護者のレセプト情報を確認して指定難病に該当するか否かを事前に判断する必要があります。そのため、すべてのレセプト情報を確認し、指定難病の医療費助成を受けている被保護者を把握するということが困難になっておりまして、制度の適正化実施によつてのハードルとなっております。よって、大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により、豊中市保健所が把握している当該指定難病受給者情報というのを利用することにより、被保護者の医療扶助の適正化、事務の効率化を進めたいと考えております。

手法としましては、難病の医療費助成制度の受給者名簿というのを保健予防課が保有しておりますが、その名簿と福祉事務所の生活保護システム上のデータを突合させて、医療扶助の適正な給付についての確認を行うということをしようと考えております。

本人への通知についてですが、法制度上の公費負担の適正化に関するものであるため、行わないと考えております。

保有個人情報の項目についてですが、氏名、生年月日、指定難病の受給者番号、指定難病の名称、有効期間等を考えております。この個人情報を保有しているのが健康医療部保健予防課になります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。この案件について、さらに具体的にご説明いただけますか。

○実施機関 はい。そもそも生活保護の受給については、まずは他の法律や制度等で利用できるものを全て利用してから、それでも足りない分については生活保護の医療扶助等の扶助費を使いますということで、他方・他施策優先というのがベースにあります。

難病法においては、特定医療費の助成制度が創設されていまして、難病という特定疾患の病気を持っている方は、薬代が高かったりするのでお金を補助しますというような制度があります。そのため、生活保護を受給されている方の中で、難病指定されている方については、基本的にその指定難病のお金を使ってくださいということを生活保護の決まりからお願いをしております、それを全数適正化するために諮問するというものです。

難病指定されている方については、こちらの医療費を使っていただくようお願いをしたいんですけれども、福祉事務所としては、その指定難病の方のリストというのが手元にないため、本人に申告してもらわないと把握ができない状況です。そのため、本人に、難病法から出るお金を使いますと言っただけか、福祉事務所にレセプトという病院にかかったらこれだけお金がかかりましたというデータがあるんですけれども、それを見ることはできるんですが、膨大な件数がありまして、2万件とか3万件をチェックしながら、そこにある疾患の名前で、例えばパーキンソン病って書いてあったら、この人パーキンソンっていう病名で受診しているけれども、あれ、この人は難病の申請していないと、福祉事務所は把握していないんだということがわかるというようなすごく地道な作業で医療扶助の適正化というのを今現在はしております。

大阪府の方に指定難病の手続きをするものがあるんですが、そこで一括リストというのがあります。今現在、マイナンバー法に基づいてそれを見に行くことはできるんですけれども、なかなかそれをするハードルも高い状況です。といいますのも、大阪府に確認する場合はAさんという特定の人は難病ですか？という聞き方は可能なんです、福祉事務所が欲しいのは、生活保護を受給されている方の中で難病の人たちのデータ全員分が欲しいんですが、それが今はできないということで、適正化に向けてのハードルがあるという形になっております。

今回はそれを解消できればというところで、その大阪府が持っているデータ、大阪府は事務移譲をしていますので、豊中市保健所保健予防課が同じデータを持っていることから、それを見に行かせていただけたら、件数、難病患者等を福祉部福祉事務所が把握できることとなります。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

○会長 この件について、委員の皆さんで他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員 生活保護受給者で難病の方のデータと生活保護を受給していない方で難病の方のデータがそれぞれあると思うのですが、どちらのデータも必要ですか。

○実施機関 福祉事務所としましては、生活保護を受給していない方で難病の方のデータは不要です。あくまでも生活保護受給者の方の中で、難病の方のデータをもらいたいと考えております。

○委員 生活保護を受給している場合、医療費はかからないと思っていたのですが、その点については今回の件に関係ないのですか。

○実施機関 生活保護を受給されている方でも、他の制度が使える方は、その制度を使ってくださいというのがまず原則にあります。生活保護受給者本人からしたら、どちらにしても無料ではあるんですけども、そのお金の出どころとして、他の法律が優先になる場合、難病であれば難病の制度によるお金から控除しますということとなります。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 他に何かご質問・ご意見はありますか。

《 質問・意見なし 》

○会長 それでは、一通り、質問、意見が出尽くしたようですので、福祉事務所の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

《 福祉事務所の職員退席 》

○会長 それでは、委員の皆さまにお諮りします。諮問案件の取扱いを、いかがでしょうか

か。委員の皆さんで意見がありましたらお願いします。

○委員 先ほどの説明でマイナンバー法という言葉が出ていたんですけども、実際、マイナンバーを取得している人ってそんなに多くないという話があるんですが、そのマイナンバー法ってというのはどのような形でこの案件に関係してくるのか、難病の方を含めて、今はまだそんなに多く所有されていないと思うんですが、その辺がちょっとピンとこなくて。

○委員 マイナンバー法の施行によって、マイナンバーは全員に付番されていますので、マイナンバーカードを持っているのか持っていないのかに関わらず、マイナンバーは付番されています。マイナンバーによって、様々な情報が紐づけされているので、マイナンバー法に基づいて、この人は生活保護を受けているが、難病認定を受けているのかどうかというのを大阪府に聞きに行くんですけども、そのデータを提供するためのハードルが高いので、保健所で保有しているデータを使わせて欲しいというのが今回の案件なんです。だから、マイナンバーカードを保有している人が多くなかったとしても、マイナンバーは全員に付番されています。

○委員 マイナンバーで紐づけした情報を使うことが手っ取り早いかなという気がしたのですが、そうではないんですか。

○委員 ものすごく制約があるため手っ取り早くないんです。マイナンバーに紐づけされているデータを出してもらおうと思うと、大阪府に1人ずつ聞きに行かないといけないんです。例えば、豊中市の生活保護を受けている方ってどのぐらいおられるのかわかりませんが、少なくとも1人や2人じゃないんですね。だから、それだけの数の人について大阪府に聞きに行こうと思うと、その1人ずつについて確認していかないと大阪府はデータを出してくれないんです。

○委員 わかりました。

○会長 要するに、大阪府が難病に関するデータを持っていて、同じデータを豊中市の保健予防課も持っているわけです。だから、福祉事務所としては、大阪府に聞きに行くより保健予防課の保有データを提供してもらったほうがいいということです。

○委員 大阪府に聞きに行くと、マイナンバー法上の関係等で1人ずつのデータしか出てこない。ところが、豊中市の保健所の方は、豊中市の難病患者のデータを全部持っているんで、それを見せてもらえば、豊中市の生活保護を受けている人で難病の方がわかるから、そこで突合させていきたいというのが今回の諮問案件なんです。

○会長 そのやり方が福祉事務所としては手っ取り早いっていうことですね。

○委員 おそらく、来年から施行される個人情報保護法によって今回の諮問案件はクリアされるはずなんです。今回の諮問案件は、目的外利用という形で審議会で承認を得て保健予防課からもらうしかないという方法なんです。来年度以降の新個人情報保護法については、相当の理由があれば目的外利用できる仕組みになっていますから、もうここでいちいち審議するのではなく、法律の要件で目的外利用できるようになるはずなんです。

○会長 よくマイナンバーカードとマイナンバーを混同されている方がいますけれども、実はもう国民全員にマイナンバーは付番されているわけでして、ただ、マイナンバーカードを持っている人は確かに少ないですね。

○委員 しかもマイナンバーカードって数年で更新していかないといけないから、なかなか作らないんです。ただ、番号自体は既に皆さんに付番されていますので、もう通知書が届いていると思うんです。

○会長 他に何か意見がありましたらお願いします。

《 意見なし 》

○会長 意見がなければ、今回諮問されました、資料番号1-1の個人情報の目的外利用の取扱いについては、承認する、本人通知の取扱いについては、承認する、ということよろしいですか。

《 異議なし 》

○会長 それでは、次の案件に移ります。資料番号2-1から2-4、財務部税務管理課所管の「個人住民税事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、市民協働部市民課所管の「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、健康医療部保健予防課所管の「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、審議したいと思います。担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

《 デジタル戦略課の職員入室 》

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方の自己紹介をお願い

します。

《 デジタル戦略課の職員 自己紹介 》

○会長 それでは、諮問案件を説明してください。

○実施機関 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務におけるファイルの取り扱いについて、実施機関が自ら評価するものであり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析して、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを自ら確認の上、評価書において宣言するものです。

評価書の種類は特定個人情報ファイルに記録される対象者数によって、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の三種類に分類されておりまして、そのうち、対象者数が30万人を超える場合に作成する全項目評価書につきましては、特定個人情報保護評価に関する規則におきまして、修正を行う場合は意見公募を行った後に外部の有識者の意見をきくことで評価の適合性・妥当性を客観的に担保できるよう第三者による点検を行うことが規定されておりまして、豊中市では本委員会において点検を実施させていただいておるものです。

今回お諮りさせていただきます案件は3つございます。

まず、個人住民税事務につきましては、令和4年10月より新たにマイナンバーを用いた公金受取口座情報の照会、マイナンバーと口座情報を紐づけるということで、重要な項目の変更が生じたので、評価の再実施を行うものです。

次に、住民基本台帳事務につきましては、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づきまして、5年に1度の評価の再実施を行うものです。

最後に、予防接種事務につきましては、個人住民税事務と同じく、公金受取口座の情報連携の追加、また、新型コロナワクチン関連の新規事務の追加等があるということで、重要な項目の変更が生じたので、評価の再実施を行うものです。

以上3件になります。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただ今説明のありました、特定個人情報保護評価書の第三者点検については、過去、専門部会において審議した経過もあることから、本件においても、専門部会に点検を一任してよろしいですか。

《 異議なし 》

○会長 では、恩地副会長、井上委員、宮下委員と私の4名で専門部会を開き、審議したいと思います。デジタル戦略課の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

《 デジタル戦略課の職員退席 》

○会長 それでは、次の案件に移ります。報告案件で「豊中市個人情報保護制度の見直しについて」に係る中間報告についてです。では事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、「豊中市個人情報保護制度の見直しについて」に係る中間報告について、ご説明させていただきます。

本案件につきましては、令和4年2月8日の全体会議において専門部会で審議することを決定し、専門部会において、改正法で条例で規定することが許容されている事項について審議し市がとるべき方向性について検討してきました。

本日は、中間報告として、これまで専門部会で審議した内容の報告をさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

資料としては、本日皆さまにこれまで専門部会において使用した資料とその概要についてまとめた資料をお配りしております。概要についてまとめた右上に「報告資料1」と記載しております「情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会検討事項」で主に説明させていただきますので、必要に応じ専門部会において使用した資料もご参考にしていただければと思います。それでは、「報告資料1」をご覧ください。

初めに、資料左側区分の「開示決定等の期限」についてご説明します。「内容」の欄をご覧ください。

まず、市の現状は、ご自身に関する情報の開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定をすることとなっております。一方で、国の現状は、開示請求があった日から30日以内に開示決定をすることとなっております。そのため、改正法の施行後は、条例で処理期限について別段の定めをしない限り、現行よりも開示決定等の期限が延びることとなります。

また、期限の延長につきましては、市は、開示請求があった日から起算して60日を限度として期限を延長することとなっております。国は、正当な理由があるときは30日を限度として延長することができるとなっているため、延長期限についての大きな変更はございません。

なお、改正法の規定により、条例で改正法よりも短い期限を設定することは許容されております。

この案件について専門部会で頂戴したご意見は、「開示期限を15日以内とすることを法律が許容しており、開示期限を15日以内にして支障がないということであれば、現行どおりで問題ないと思われる。」でした。

専門部会の意見を踏まえた今後の方向性は、「開示期限を15日以内とする。」としております。

次に、「不開示情報の範囲」についてご説明します。「内容」の欄をご覧ください。改正法において、地方公共団体の情報公開条例において公開することとされていたり、非公開

にすることとされていたりする情報については、条例で定めることにより、情報公開制度との整合性を図ることが許容されております。

市と国の主な不開示情報の違いとしましては、ア 公務員の氏名の取扱い、イ 法令秘等に関する情報の取扱いとなります。

まず、「公務員の氏名の取扱いについて」ご説明いたします。

公務員の氏名について、市は、情報公開条例第7条第1号ウの規定により、開示としております。国は、公務員の氏名に関する記載はございません。しかしながら、国の申合せにおいて、職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがあるものを除き、公にするものとされております。

従いまして、公務員の氏名については、市と国の不開示情報の範囲に実質的な差異はないものであると考えております。

次に、「法令秘等に関する情報」についてご説明します。

法令秘等に関する情報について、市は、情報公開条例第7条第7号の規定により、不開示としております。本市の法令秘等情報に対する考え方は、条例に法令秘等情報を明文化することで、不開示情報であることを確認するために規定するものであると考えられております。

国は、法令秘等に関する情報を不開示情報として個別の条項としては規定しておりませんが、他の条項等により不開示情報と判断されているものでございます。

従いまして、法令秘等に関する情報については、市も国も実質的な差異は無いことから、個別に条例で定める必要性は無いと考えております。

この案件について専門部会で頂戴した主なご意見は、「国の規定に合わせるという方向性で進めていく。しかしながら、公務員の氏名については、実質的な差異が生じるような場合があれば引き続き審議する。」でした。

専門部会の意見を踏まえた今後の方向性は、「公務員の氏名については、実質的な差異が生じるような場合は引き続き審議する。法令秘等情報に関する規定は設けない。」としております。

次に、「手数料」についてご説明します。「内容」の欄をご覧ください。

改正法において、手数料の額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮した実費の範囲内の額を条例で定めることとされております。また、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めること及び手数料の額を無料とすることも許容されており、実費のみを徴収することも許容されております。

市の現状ですが、市は、手数料は徴収しておりません。しかしながら、実費としてコピー代1枚につき10円等を徴収しております。

国の現状ですが、国は、行政文書1件につき300円等を徴収しております。

この案件について専門部会で頂戴した主なご意見は、「従来通り、手数料を徴収せずに1枚10円等の実費対応をすることが、これまでの経緯から説明責任を果たすことができる。」、「国と同様に手数料を徴収することになると、市民にとっては制度が後退したように見えるので、余程の理由がない限りは、現状のままにするべきでないかと思われる。」、「実費に関して、コピー

代の実費が10円であるという積算等を含め説明できるようにしておく必要がある。」でした。専門部会の意見を踏まえた今後の方向性は、「手数料は徴収せず実費を徴収とする。」としております。

次に、「個人情報ファイル簿以外の別の帳簿」についてご説明します。

市は、「個人情報の把握を一元化し、市民の参加を容易にするため、実施機関が、個人情報を体系的に構成した個人情報ファイルを設置する場合は、市長に届け出るものとしております。

なお、市と国のファイル簿等の記載事項については、共通する事項が多くありますが、市の個人情報ファイル設置届出書のみに記載されている事項は、資料「市の現状」のとおりです。

次に、「国の現状」についてご説明します。

国は、個人情報ファイル簿について、その存在等を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に認識することができるようにするために作成・公表するものとしております。なお、国の個人情報ファイル簿のみに記載されている事項は、資料「国の現状」のとおりです。

市及び国の現状を踏まえ、資料「内容」の欄をご説明します。

改正法では、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表すること」は許容されております。また、現行の市が作成している個人情報ファイル設置届出書については、改正法に規定する要件を満たすことによって、法に定める個人情報ファイル簿となります。

しかしながら、国においては、1,000人以上の個人情報ファイルを作成の対象としておりますが、現在市においてはそのような基準がございませんので、1,000人未満の個人情報ファイルにつきましても個人情報ファイル設置届出書を作成しております。また、市における個人情報ファイル設置届出書については、自己情報開示請求等で近年利活用された実績がない状況でもあります。

この案件について専門部会で頂戴したご意見は、「個人情報ファイル設置届出書の利用実績はないが、現状と事務負担が変わらないのであれば、1,000人未満の個人情報ファイル簿を含め現行どおりでよいと考える。」、「住民側の利便性の点で言うと、過去に利用実績がないのみであれば作成する必要はあると考える。」、「現状1,000人未満のファイル簿であったとしても、1,000人を超えた場合は作成する必要がある点からも、作成しておくことに意味はあると考える。」でした。

専門部会の意見を踏まえた今後の方向性は、「改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等については、1,000人未満の個人情報ファイルについても作成するという方向性で進める。」としております。

最後に、「条例要配慮個人情報」についてご説明します。「内容」の欄をご覧ください。

改正法において、「地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に

配慮を要するもの」について、市は、条例で条例要配慮個人情報として定めることができるとされております。条例に規定することにより、市は、①個人情報ファイル簿への記載並びに②漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨の委員会への報告及び本人への通知が可能となります。しかし、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けたりすることはできないとされております。

この案件について専門部会で頂戴したご意見は、「豊中市において、他の自治体等では保有していない地域の特性によって保有している情報等がないのであれば特に規定する必要性はないと考える。」「条例要配慮個人情報として想定されるLGBTの情報についても、現時点で近隣の他の自治体では特に記載しないという予定あり、豊中市でも特にそれを記載しなければいけないような地域的な事情が現時点ではないというのであれば、特に規定する必要性はないと思われる。」でした。

専門部会の意見を踏まえた今後の方向性は、「条例要配慮個人情報は、規定しない。」となっております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 公務員の氏名の取扱いについて、のところで、特段の支障の生ずるおそれがあるもの、とありますが、これはどういうことですか。

○実施機関 現在、国におきましては、特段の支障の生ずるおそれがあるもの以外については公開すると考えられておりますが、例えば、どのようなものが特段の支障の生ずるおそれがあるものにあたるのかにつきましては、警察官等の捜査関係者の氏名等、名前が公表されると今後の捜査等に特段の支障が生ずるおそれのあるような情報につきましては、公務員の氏名であっても不開示情報になると考えられております。

しかしながら、豊中市において、そのような捜査関係者の公務員の情報で市職員の氏名を不開示にしなければならないといった特段の支障の生ずるおそれがあるものにあてはまるものについては、現時点ではないかと考えております。

○会長 他に何か意見や確認したい点はありますか。

《 意見等なし 》

○会長 ありがとうございます。本報告案件につきましては、今回の会議で出た意見も踏まえ、引き続き専門部会において審議を進めていきたいと思えます。

以上で、本日予定している案件は終わりましたが、事務局、他に何かありますか。

○事務局 (次回開催予定など)

○会長 ありがとうございました。これをもちまして会議は閉会にしたいと思います。お疲れ様でした。

(午後 1 時 5 0 分閉会)